

資料

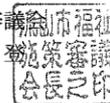
1 福祉施策審議会答申書



平成24年2月10日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 中



流山市地域福祉計画の策定について（答申）
平成23年3月16日付け流社第499号で諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

流山市地域福祉計画について審議した結果、別添「流山市地域福祉計画（案）」
を成案とすることを了承します。

なお、計画の推進にあたっては次の意見を添えます。

- 1 計画の推進にあたっては、市民の理解と協力を得ながら進められたい。
- 2 市民の主体的、継続的な地域福祉活動を支援するために、関係機関と一体
となって、計画を推進されたい。

2 計画の策定経過

期 日	内 容
平成23年3月16日	平成22年度第6回福祉施策審議会 (1)策定方針について (2)策定スケジュールについて 流山市地域福祉計画の策定について諮問
平成23年8月3日	平成23年度第2回福祉施策審議会 (1)計画策定の趣旨及び背景について (2)現状認識と課題について (3)計画の基本理念と地域福祉の推進について
平成23年10月7日	地域福祉計画策定部会 (1)流山市地域福祉計画の策定について
平成23年10月28日	平成23年度第3回福祉施策審議会 (1)施策の展開について (2)基本目標、施策の方向について (3)現状・課題について (4)方向性、今後の取り組み状況について
平成23年11月4日	第1回保健福祉諸計画策定委員会 (1)流山市地域福祉計画の策定について
平成23年11月5日	地域懇親会(初石公民館、北部公民館) (1)流山市地域福祉計画の素案について
平成23年11月12日	地域懇親会(南流山センター、東部公民館) (1)流山市地域福祉計画の素案について
平成23年12月8日	平成23年度第4回福祉施策審議会 (1)流山市地域福祉計画(案)について
平成23年12月21日 ～平成24年1月19日	パブリックコメントの実施
平成24年1月26日	第3回保健福祉諸計画策定委員会 (1)パブリックコメントの実施結果について
平成24年1月27日	平成23年度第5回福祉施策審議会 (1)パブリックコメントの意見について (2)流山市地域福祉計画の答申案について
平成24年2月10日	平成23年度第6回福祉施策審議会 (1)パブリックコメントの意見・市の考え方について (2)流山市地域福祉計画の答申案について

3 流山市福祉施策審議会名簿 【平成23年11月21日までの委員】

◎は会長、○は副会長

委嘱区分	役職名	氏名
福祉サービスの提供を受ける者を代表する者	流山市老人クラブ連合会会長	石塚 三喜夫
	流山市障害者団体連絡協議会会長	笠井 和代
	流山市保育園父母会連絡会会長	漆原 雄一
	介護保険制度を利用する者の代表	池上 諄一
ボランティア団体を代表する者	流山ユー・アイネット理事代表	◎ 米山 孝平
	流山朗読グループ代表	松本 裕美
社会福祉法人の役員又は職員	流山市社会福祉協議会会長	鈴木 孝夫
	流山市民間保育所協議会	篠田 光代
	社会福祉法人まほろばの里 さつき園施設長	小金丸 孝裕
	社会福祉法人あかぎ万葉理事長	○ 中 登
民生委員（児童委員）	流山市民生委員児童委員協議会会長	大野 トシ子
医師会を代表する者	流山市医師会会長	町谷 肇彦
歯科医師会を代表する者	流山市歯科医師会副会長	寺田 伸一
学識経験を有する者	学校法人江戸川学園 江戸川大学総合福祉専門学校校長	惠 小百合
関係行政機関の職員	松戸健康福祉センター副センター長	鈴木 敦子
	柏児童相談所所長	西村 博行
市民を代表する者	流山市民	鈴木 五郎
	流山市民	白野 幸子

流山市福祉施策審議会名簿【平成23年11月22日からの委員】

◎は会長、○は副会長

委嘱区分	役職名	氏名
福祉サービスの提供を受ける者を代表する者	流山市老人クラブ連合会会長	石塚 三喜夫
	流山市障害者団体連絡協議会会長	中村 美加
	流山市保育園父母会連絡会会長	漆原 雄一
	介護保険制度を利用する者の代表	池上 諄一
ボランティア団体を代表する者	流山ユー・アイネット理事	鎌田 洋子
	流山朗読グループ代表	松本 裕美
社会福祉法人の役員又は職員	流山市社会福祉協議会会長	鈴木 孝夫
	流山市民間保育所協議会	落合 洋子
	社会福祉法人まほろばの里 さつき園施設長	小金丸 孝裕
	社会福祉法人あかぎ万葉理事長	◎ 中 登
民生委員（児童委員）	流山市民生委員児童委員協議会会長	大野 トシ子
医師会を代表する者	流山市医師会会長	町谷 肇彦
歯科医師会を代表する者	流山市歯科医師会副会長	寺田 伸一
学識経験を有する者	学校法人江戸川学園 江戸川大学総合福祉専門学校校長	○ 恵 小百合
関係行政機関の職員	松戸健康福祉センター副センター長	鈴木 敦子
	柏児童相談所所長	西村 博行
市民を代表する者	流山市民	鈴木 五郎
	流山市民	白野 幸子

4 流山市保健福祉諸計画策定委員会名簿

◎は会長、○は副会長

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部長	◎ 吉田 康彦	子ども家庭部長	○ 加藤 正夫
社会福祉課長	村越 友直	高齢者生きがい推進課長	河原 智明
介護支援課長	上村 勲	障害者支援課長	増田 恒夫
健康増進課長	井上 透	子ども家庭課長	矢野 和彦
保育課長	宮島 芳行	企画政策課長	水代 富雄
総務課長	加茂 満	財政調整課長	安井 彰
コミュニティ課長	兼子 潤一	商工課長	栗田 徹
都市計画課長	亀山 和男	まちづくり推進課長	吉田 光宏
道路建設課長	須賀 哲雄	学校教育課長	亀田 孝
生涯学習課長	直井 英樹	予防課長	染谷 広美

用語集

あ行

【NPO(Non-Profit-Organization)】 P1、3、6、18、22、24、27、31、35、46

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的にした団体です。

【NPO法人】 P11、18、21、30、31、33、37、42、43

民間非営利組織のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のことです。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法が施行されたことによって、法人格の取得ができるようになりました。団体が法人格を取得することで、対外的な信用性を高めることができます。

か行

【核家族世帯】 P15

国勢調査では、(1)夫婦のみの世帯、(2)夫婦と子供から成る世帯、(3)男親と子供から成る世帯、(4)女親と子供から成る世帯、をいいます。

【ケアマネジメント】 P42

個々の要援護者の生活にあわせて、要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて、実際にサービス等を提供していく仕組みのこと。

【権利擁護】 P24、32、33、37、42

認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行います。

【健康都市プログラム】 P39

市民の健康を実現するために、これまでのように保健・医療分野での取り組みだけでなく、環境や福祉・教育・社会・文化・スポーツなど、都市のあらゆる分野で健康づくりのための取り組みが必要という健康都市の理念を実現するためのプログラムです。

【虐待】 P3、19、37、51

人や動物等に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、世話をしない、いやがらせや無視をするなどの行為を行うことを言います。

【高齢化率】 P16

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%以上14%未満を高齢化社会、14%以上21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会といいます。

【心のバリアフリー】 P52

平成5年の「障害者対策に関する新長期計画」及び平成7年の「障害者白書」において、障害のある人が社会生活を送る上で、以下の4つの除去すべき障壁が指摘されました。

- ① 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁
- ② 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
- ③ 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
- ④ 心にない営業や視線、障害のある人を庇護されるべき存在としてとらえられる等の意識上の障壁(心の壁=心のバリア)

【孤独死】 P3、19

主に一人暮らしの人が誰にも看取られる事無く、当人の住居内等で生活中的な突発的な疾病等によって死亡する事である。特に発症直後に助けを呼べずに死亡するケースがこのように呼ばれています。また、社会的孤立のために、住居内で死後他者に気付かれず遺体がそのままとなったケース(特に事件性は無いもの)においては孤立死(こりつし)とも表現されています。

【子育てサロン】 P28

乳幼児を育児中の保護者の皆様が、育児の悩みや、不安を気軽に話し合い、交流する出会いの場として、公民館や地域の団体等で数々のサロン事業を行っています。

さ行

【災害時要援護者】 P49

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、まわりの人の手助けを必要とする人たちを指して用いられています。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、妊産婦などが考えられます。

【災害時要援護者避難支援計画】 P49、50

流山市地域防災計画に基づき、災害時要援護者の具体的な避難支援個人計画を策定し、災害が発生した場合における災害時要援護者の避難支援体制の確保や日頃からの準備、また、災害発生時における支援について、災害時要援護者の自助、地域社会の共助を基本に必要な事項

を定めたものです。

【志縁】 P3

ボランティア団体・NPO法人、スポーツクラブなど、特定の目的で集まった組織での縁を言います。

【児童家庭相談室】 P11

市役所内にあり、18歳までの子どもと家庭の問題について、来室でも電話でも相談に応じています。

【市民活動推進センター】 P31

市民、事業者及び行政による「協働のまちづくり」の実現に向けて、その担い手の一つである公益的な市民活動が元気に育まれる場、市民活動を推進するための「拠点」として市民活動の場の提供、情報の収集・発信、市民活動団体の交流、ネットワーク及びコーディネートの支援を行うために設置しています。

【社会福祉基礎構造改革】 P3

昭和26年の社会福祉事業法の制定以来、大きな制度改革がなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、国民の増大・多様化する福祉ニーズに対応するために行われた改革のことです。個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を目指し、平成12年に社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

【社会福祉協議会】 P4、11、24、25、26、37、38、41、51

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つです。住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織です。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っています。

【社会福祉法】 P1、2、3、4、7、11

平成12年5月に社会福祉法に名称と内容が大幅に改正され、同年6月に施行されました。日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律です。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利

擁護システムなどが盛り込まれています。

【障害者手帳】 P17

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳といった障害を有する人に対して発行される手帳の総称です。

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、障害があると判定された人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて県知事が審査し、交付決定されます。

療育手帳は、知的障害児(者)に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により児童相談所または東葛飾障害者相談センターによる判定が行われ、その結果に基づき県知事により交付決定されます。

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて県知事が審査し、交付決定されます。

【身体障害者福祉センター】 P35

障害者が創作活動、機能回復訓練、各種講座等を通じてその自立を図るとともに、交流を深めるための施設です。

【身体・知的障害者相談員】 P35

身体障害者の福祉に熱意のある市民の協力者5名が知事からの委嘱により身体障害者相談員となり、身体障害者又はその家族からのいろいろな相談に応じ関係機関との連絡にあたっています。また、知的障害者の福祉に熱意のある市民の協力者3名が知事からの委嘱により知的障害者相談員となり、知的障害者の家庭における療育・生活などに関する相談に応じ、施設入所や就学・就職について関係機関との連絡にあたっています。

【成年後見制度】 P37

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度です。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うこととなります。なお、身寄りのない人の場合、市町村に申し立て権が付与されています。

た行

【DV】 P37、51

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。平成13年4月には「配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する法律」(通称「DV防止法」)が成立しています。

【第三者評価】 P36

サービス利用者でも事業者でもない第三者的組織や人が、事業の内容や質などを客観的に評価し、公表する仕組みのことです。利用者の選択の幅をひろげるほか、事業者間の競争意識を高め、サービスの質の向上を図るねらいがあります。福祉サービスにおいても平成14年度から認知症高齢者グループホームに対し、都道府県が認証した機関による評価が実施されており、今後は様々な福祉サービス事業者に対しても導入が予定されています。

【団塊の世代】 P31、48

第一次ベビーブームとなった昭和22年から24年に生まれた世代をいい、作家の堺屋太一氏が小説の題名で命名したことに由来しています。

【地域福祉活動計画】 P4、41

流山市地域福祉計画との整合を図りながら、地域住民及び福祉等の関係団体等が参画して策定する民間レベルでの活動計画です。

【地域包括支援センター】 P11、35、39、41、42、44

地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健、医療、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関をいいます。

運営主体・・・市町村、または市町村から委託された法人(在宅介護支援センターを運営する社会福祉法人、医療法人等、その他省令で定められた要件に適合法人)

エリア・・・小・中学校区、保健福祉圏域、合併前の行政エリア、地形、人口分布などに基づく生活圈域を踏まえ、一つの地域包括支援センターがカバーするエリアを設定(人口2~3万人に1箇所が概ねの目安)

スタッフ・・・保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士

【地縁】 P3、19

住む土地に基づく縁故関係で、地域共同体、自治会、向う三軒両隣などの近隣住民同士の縁で、生活上の助け合い関係や相互扶助を形成しています。

【地区社会福祉協議会】 P11、30、41、43

社会福祉法の第九十九条に市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会が規定されていますが、第九十九条でいう地区社会福祉協議会は指定都市の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定)に対応するものです。

流山市の地区社会福祉協議会は、他の地方自治体でも同様の例が多くありますが、法律上の名称と同じ名称を有したボランティア組織で、小学校区別に15の組織があります。

【出前講座】 P29

市内に在住、在勤、在学している10人以上で構成された団体やグループなどを対象に、市民の皆さんに市政に関する理解を深めて頂くとともに、行政の活性化を図り、市民自治によるまちづくりを推進することを目的に、市職員などが講師として出向きます。

な行

【流山市安心メール】 P50

緊急時に、市民の皆さんが正確な情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンに電子メールをお届けするサービスです。災害時の避難情報や、ひったくり・空き巣などの犯罪発生情報などを配信します。

【西深井地域生活支援センター】 P35

障害者に対し、日常生活の相談や、創作活動、交流活動を行ったり、様々な相談に応じ支援や助言を行う施設です。

【日常生活自立支援事業】 P37

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う事業です。

【認知症】 P37

さまざまな原因で脳の機能が低下することにより、記憶障害などの障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態をいいます。

【ネットワーク】 P6、22、25

社会福祉の分野では、人間関係のつながりの意味で用いられています。事例としては、小地域ネットワーク活動といった用語のように、地域における住民同士の複数の関係のつながりを指します。

は行

【パートナーシップ】 P6

協働と同義語。複数の者が、対等な立場で、共通する目的のために協働する関係です。

【バリアフリー】 P49、52

高齢者、障害者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味です。

【ひきこもり】 P3、19、37

ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。これは、なにも特別な現象ではなく、何らかの理由で、周囲の環境に適応できにくくなった時に、「ひきこもる」ということがあります。このような「ひきこもり」のなかには、生物学的な要因が強く関与していて、適応に困難を感じ「ひきこもり」をはじめたという見方をすると理解しやすい状態もあります。逆に環境の側に強いストレスがあつて、「ひきこもり」という状態におちいつている、と考えた方が理解しやすい状態もあります。

【福祉コミュニティ】 P41

地域住民がその地域内の福祉に関心を持ち、積極的な参加で、援助を必要とする人々に福祉サービスを提供する地域共同体を言います。

【ふれあいサロン】 P28

お年寄りの健康増進、痴呆や寝たきり予防と仲間作りのための集いです。身体をほぐす軽体操とお茶とお菓子付きのおしゃべりなど、公民館でサロン事業を行っています。

【ボランティアセンター】 P11、17、31、48

ボランティア市民活動センターは、ボランティア活動への参加希望を受け付け、福祉やボランティア活動に関する基礎的な知識や技術などについての学習の場の提供、潜在するボランティアに対するニーズを調整して掘り起こしや福祉団体やNPO、行政機関とボランティアの間に立ち調整などを行うところです。また、市民の皆様からの善意の金銭や物品を預託(寄付)していただき、それを運営委員会に図り、寄付金・物品を効果的に社会福祉の増進に寄与させるところです。

ま行

【民生委員・児童委員】 P25、30、35、37、40、41、42、49、51

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役です。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。一人暮らしの高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題などにも関わり、地域福祉の中核となる存在です。定数163名で活動しています。

や行

【ユニバーサルデザイン】 P52

年齢、性別、障害、国籍など、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくりなどを目指す考え方であり、次の7つの原則から構成されています。①誰にでも公平に使用できる。②柔軟に使用できる。③使い方が容易にわかる。④使い手に必要な情報が容易にわかる。⑤間違えても危険につながらない。⑥少ない労力で楽に使える。⑦接近して使用するのに適切な寸法や空間がある。

流山市地域福祉計画

平成24年3月発行

発 行 流山市

健康福祉部 社会福祉課

健康福祉政策室

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1-1

電話 04(7158)1111 (代表)